

町民税申告・所得税確定申告の判定フローチャート

※あくまで一般的な例です。詳しくは役場税務課（53-2514）までお問い合わせください。



※所得がない旨の証明書などを取得するときや国民健康保険などに加入している方は申告が必要です。

下記に該当する場合は、e-Tax申告や関税務署の申告会場で確定申告する必要があります。

- ・消費税、贈与税の申告
- ・譲渡所得（土地、建物、株式等の譲渡、先物取引など）や山林所得の申告
- ・損失（事業、株式売買など）の繰越申告、繰越控除の申告
- ・住宅借入金特別控除を初めて申告する方
- ・過年分（令和6年分以前）の修正申告や更正の請求



確定申告書等
作成コーナー

【問】税務課 ☎53-2514